

令和4年9月26日

「宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担」に関する質疑応答集

**Q1** 受診にきた患者が、他院でコロナ診断されたことを確認する際に、国の通知では、他院でコロナ診断されたことを確認できる書類により、確認するとあるが、もし、受診にきた患者がそのような書類を持ってきていない場合は、患者の自己申告（他院でコロナ診断された）を踏まえて、あとは医師の判断で、その患者はコロナ診断されているとみなして公費での診療としていいのか？

A 原則は、通知に記載のとおり、何か確認できる書類（発生届対象外の方で陽性者登録窓口に登録されている場合は、その登録番号）を見て、確認してもらう必要がありますが、手持ちにそういったものがない場合は、患者の申告を踏まえ、あとは医師の判断で、当該患者が他院でコロナ診断されたことが推定できる場合には、公費での診療として問題ありません。

**Q2** まだ症状があつて、療養期間が延長になった（が妥当）と主張する患者が受診にきた場合、特に発生届対象外の方であれば、その方の療養期間が延長となる証拠となるものは何もないが、医師の目から、その患者があきらかにまだ症状が軽快していない場合、医師の判断で療養期間の延長として、公費での診療として問題ないか？

A 医師の目からみて、その患者がまだ症状が軽快していなくて、療養期間の延長が必要だと思われる場合、医師の判断で療養期間の延長として公費での診療として問題ありません。

**Q3** 患者から既に支払済みの自己負担額について返金の申し出があった場合は、どうしたらいいか？

A 原則は、県による償還払いにて対応しますので、管轄の保健所に相談するようご案内ください。なお、当月内で審査支払機関への請求前等、医療機関で対応可能な場合は返金対応していただいてもかまいません。その場合、後日、当該自己負担分に係る金額について、レセプトを修正のうえ、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会）に請求するようにしてください。

**Q4** 公的医療保険に加入していない生活保護受給者等の患者を診療した場合でも公費の対象となるのか。

A 生活保護受給者等の患者の場合でも、同様に公費の対象となります。当該患者の公費に該当する医療費の自己負担額（10割分）を、社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。（※国民健康保険団体連合会では生活保護受給者等の患者のレセプトは扱っていません。必ず社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。）

なお、生活保護受給者以外で、海外からの一時入国(帰国)やその他諸事情で公的医療保険に加入していない患者を診療した場合、患者に経緯等を聞き取った上で、陽性診断後の公費に該当する医療費（投薬料等）については、生活保護受給者と同様に、自己負担額（10割分）を、社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。ただし、陽性診断前の医療費（初診料等）については、10割分が患者の自己負担となります。

**Q5** 発熱患者にPCR検査を行い、薬剤処方を行った。PCR検査の結果が数時間後に出るので一度帰宅してもらった。数時間後に結果が陽性と判明したため、再度、来院してもらい療養指導を当日（同日）に行った。この場合の帰宅する前に処方した処方箋料、薬剤料等は公費扱いになるのか。また、再診料等は公費扱いになるのか。

A 陽性確定後の処方箋等が公費の対象と整理していますので、帰宅する前に処方した処方箋料、薬剤料等は、陽性確定前に実施したものにあたりますので、公費対象とはなりません。また、再診料等については、陽性確定後に係るものになるので公費対象となります。

**Q6** 行政検査（PCR等検査）に係る公費請求についても、下記の公費番号で請求していいのか。

**【公費番号】**

公費負担者番号：28140606

受給者番号：9999996

A 行政検査に係る公費番号については、当該番号とは別の番号となります。また、自治体によって番号が異なりますので、ご注意ください。

《参考》【行政検査の公費番号】

(公費負担者番号)

- ・神奈川県(下記の市町を除く。) 28140507
- ・横浜市 28141505
- ・川崎市 28142503
- ・横須賀市 28143501
- ・相模原市 28144509
- ・藤沢市 28145506
- ・茅ヶ崎市(寒川町) 28146504
  
- ・受給者番号 9999996 ※受給者番号は同じ

なお、行政検査に係る公費の対象となるのは、「検査料」と「判断料」となります。